平成２７年（フ）第９０号
大分市大字片島1142番地の６　ＢＬＵＥ　ＳＫＹ　ＯＮＥ片島７号館403
債務者　姫野　謙佑
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１０７号
大分市新町２番１号　ヤマトビル705
債務者　直野　隆之
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１２１号
大分市大字森町75番地の22
債務者　今村　末行
1　決定年月日時　平成27年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８９号
宮崎市大字熊野1528番地１、前住所宮崎市大字恒久6703番地４
債務者　川崎　公司
1　決定年月日時　平成27年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第９１号
宮崎県児湯郡新富町大字三納代1744番地１
債務者　守部　美香
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１４４号
千葉県柏市桜台９番10号　チェリーハウス１―110号
債務者　萩野　英治
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２５号
愛知県海部郡蟹江町学戸１丁目250番地　カラコレス202号
債務者　濱田　誠一
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７３号
青森市本泉１丁目１番21号
債務者　小笠原紀子
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８９号
神奈川県厚木市船子1503番地２　船子ハイツ203、前住所東京都武蔵野市吉祥寺本町４丁目９番17号　日本経済新聞社吉祥寺専売所
債務者　松岡　俊也
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２８１号
名古屋市北区楠５丁目806番地の１
債務者　鈴木　祥司
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２１４号
東京都調布市深大寺東町２丁目11番地１深大寺コーポ103
債務者　渡邊　武慈
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月18日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１３５６号
横浜市港南区港南台２丁目１番２―905号
債務者　荻野　和豪
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４５０号
横浜市泉区上飯田町1967番地20
債務者　青山　房恵
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５５５号
神奈川県鎌倉市手広５丁目３番４―108号
債務者　金崎　　攝
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８号
栃木県小山市大字羽川511番地１　県営羽川住宅２号棟12号室、前住所栃木県小山市大字羽川86番地18
債務者　後藤　泰世（旧姓河野邉）
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第３２号
栃木県佐野市岩崎町972番地
債務者　矢島　雄一
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第９９号
岡山市中区倉田532番地23
債務者　上田　和也
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部